

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 65 号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該申請をした職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 52 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 57 条に規定する専攻科及び同法第 62 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第 68 条の 2 第 4 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(奉仕活動)

第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開

発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動であって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるもの又は外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資するもの（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち、職員として参加することが適当であると認められるものとして人事委員会規則で定める奉仕活動

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(人事委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(岩手県職員定数条例の一部改正)

2 岩手県職員定数条例(昭和27年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) [略]	(職員の定数) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 自己啓発等休業をしている者</u> <u>(4) [略]</u>

(4) [略]	(5) [略]
(5) [略]	(6) [略]
(6) [略]	(7) [略]
(7) [略]	(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 35 年岩手県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 [略]	(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 [略] <u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 35 年岩手県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 [略]	(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 [略] <u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

5 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(大学院派遣研修費用の償還)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(大学院派遣研修費用の償還)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	